

インバウンド観光復活プロジェクト事業
サンフランシスコにおける観光プロモーション業務
「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項

この募集は、山梨県議会の令和4年度6月定例会に提出した補正予算案が議決された場合に、速やかに事業を実施できるようにするため、予算成立前に手続きを行うものです。当該業務に係る予算が議決されなかった場合は、本業務を執行しないものとします。

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和4年6月10日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務の目的

令和4年6月1日より、国は水際対策強化に係る新たな措置として、米国含む約98箇国の国と地域に対する帰国者・入国者については検疫所による入国時検査及び入国後の待機期間を求めないこととしている。併せて令和4年6月10日より外国人観光客の短期間の滞在の新規入国を認めることとしており（旅行代理店等を受入責任者とする場合に限り）、インバウンド観光の本格的な再開が期待されている。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいた本県の観光経済において、インバウンド回復を機に、本県の観光消費額及び宿泊日数の増を図るため、本県外国人延べ宿泊者数第6位、本県観光消費額第3位（※）と安定的な実績のある米国に対し、米国人旅行者特に富裕層の誘客促進を目的とする。

※宿泊旅行統計調査及び訪日外国人消費動向調査（令和元年観光庁）

2 業務の内容

(1) 名称

インバウンド観光復活プロジェクト事業 サンフランシスコにおける観光プロモーション業務

(2) 委託内容

別添「インバウンド観光復活プロジェクト事業 サンフランシスコにおける観光プロモーション業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 予算上限額

業務委託料 合計：金14,488,430円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、以下内訳に準ずること。

- ① 仕様書3.業務内容（1）～（7）及び（10）、（11）、（13）～（15）については金5,152,730円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とすること。
- ② 仕様書3.業務内容（8）、（9）、（12）については、金9,335,700円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とすること。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の調達における提案価格の上限額であり、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

3 企画提案に係る日程

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (1) 募集開始 | 令和4年6月10日（金） |
| (2) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限 | 令和4年6月20日（月）正午 |
| (3) 質問書提出期限 | 令和4年6月20日（月）正午 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和4年6月24日（金）正午 |
| (5) 企画提案書審査 | 令和4年6月27日（月） |
| (6) 審査結果通知 | 令和4年6月28日（火）頃発送予定 |

※メール及び文書にて通知

4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月

1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

オ 過去5年間において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。

(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を提出すること。

ア 企画提案応募資格確認申請書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式3）

(3) 企画提案応募資格確認申請書の提出期限

提出期限は、3 企画提案に係る日程に記載のとおり。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出方法

書類提出は、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

電話にてメールを送信した旨を連絡すること。

[山梨県観光文化部観光振興課 国際観光振興担当]

・メールアドレス kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp

・電話番号 055-223-1620（直通）

5 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問書（様式4）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

[山梨県観光文化部観光振興課 国際観光振興担当]

メールアドレス kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和4年6月10日（金）から6月20日（月）正午まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 企画提案書類の提出

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 提出書類

① 企画提案書（様式なし）

- ・企画提案資料のデータサイズは20MB以内（印刷した場合、A4横サイズで20ページ以内、A3版はやむを得ない場合に限る）とし、提出の際は、メール1送信あたり8MB以内とする（8MBを越える場合は分割して送信すること。大容量転送ファイルの利用は不可）。
- ・仕様書及び審査基準に基づき、具体的な取組方針、業務スケジュール、本業務遂行体制、実施方法等を記載すること。
- ・仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、委託料の上限額の範囲内で、積極的に提案すること。
- ・できる限り（別紙）審査基準の項目に沿って企画提案書の作成を行うこと。また、事業者や利用者にとって有益と考えられる追加提案や独自のアイデア等がある場合は、分かりやすく記載すること。

② 見積書

- ・様式は任意とし、税抜価格、消費税、項目ごとの積算内訳等を記載すること。
- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。

③ 法人の概要書

- ・様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする。
直近の決算資料（損益計算書・貸借対照表）など財務状況が確認できる資料を添付すること。

イ 提出期限

令和4年6月24日（金）正午必着

ウ 提出先

〔山梨県観光文化部観光振興課 国際観光振興担当〕

電子メールにより以下のアドレスへ期限までに必着のこと。その際、件名を「サンフランシスコにおける観光プロモーション業務」とすること。

電話にてメールを送信した旨を連絡すること。

- ・メールアドレス kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp
- ・電話番号 055-223-1620（直通）

6 審査について

(1) 選考方法

(別紙) 審査基準に基づき総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 結果の通知

令和4年6月28日(火) (予定) に企画提案書類の提出があった者全員に審査結果をメール及び書面で通知する。

(3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

7 契約

(1) 契約の方法

審査結果第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、山梨県財務規則(以下「規則」という。)第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

また、規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

8 その他

- ・ 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- ・ 契約を締結するまでの間、「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、不参加表明書(様式任意)によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。
- ・ 提出書類の内容及び審査の結果により、本業務の契約書、仕様書に反映する場合がある。

9 問い合わせ先

[山梨県観光文化部観光振興課 国際観光振興担当]

- 所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁別館3階
- 電話番号 055-223-1620 (直通)
- メールアドレス kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp